

令和 8 年度下田市学校徴収金システムサービス プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

本要領は、学校徴収金の徴収・管理業務について、効率化及び保護者の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済機能等を備えた学校徴収金システムを導入するに当たり、最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 概要

(1) 件名

令和 8 年度 下田市学校徴収金システムサービス

(2) 案件内容

別紙「令和 8 年度 下田市学校徴収金システムサービス仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 期間

ア 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※当該期間中の業務が適正に履行され、かつ、本市の改善要望等が受注者との協議により適切に反映されている場合においては、本市及び受注者の合意により翌年度も継続して契約を締結できるものとする。

イ システム運用開始日

令和 8 年 12 月 11 日（金）までにシステム運用の開始を可能な状態にすること。

3 限度額（令和 8 年度予算額）

限度額は 483,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 受注者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

参加資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないもの。
- (2) 下田市暴力団排除条例（平成 23 年下田市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 消費税、地方消費税に滞納がないこと。

6 公募から契約締結までのスケジュール

令和8年8月7日（金）	公募開始（公告日）
令和8年8月21日（金）午後5時まで	質問書の提出期限
令和8年8月28日（金）	質問書の回答期限
令和8年9月4日（金）午後5時まで	参加意向申出書の提出期限
令和8年9月11日（金）午後5時まで	企画提案書の提出期限
令和8年9月15日（火）	書類審査（4者以上の場合）
令和8年9月中旬～下旬	審査（プレゼンテーション）
審査（プレゼンテーション）後、数日のうちに通知	審査結果通知
令和8年9月下旬	契約締結

7 質問受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により、電子メールで受付を行う。

（1）提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時必着

（2）回答

質問に対する回答は、令和8年8月28日（金）までに、全参加者に電子メールで回答する。

（3）電子メール

s-kyoui@city.shimoda.lg.jp

8 参加申込み

本件への申込みを希望する場合は、以下のとおりとする。

（1）提出期限

令和8年9月4日（金）午後5時まで

（2）提出方法

持参（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで）又は郵送のいずれにより1部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

（3）提出書類

ア 参加意向申出書（様式2）

イ 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）

（4）提出先

〒415-8501 静岡県下田市河内101番地の1 下田市教育委員会学校教育課

9 企画提案書の提出等について

（1）提出期限

令和8年9月11日（金） 午後5時必着

（2）提出方法

持参（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送のいずれかで提出すること。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式 3） ※業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

イ 業務経歴書（様式 4）

ウ 業務実施体制（様式 5）

エ 誓約書（様式第 6 号）

オ 納税証明書（写し可）

消費税、地方消費税に滞納がないことを確認できる書類を添付すること。

カ 企画提案書（A 4）※詳細は(4)を参照

キ 見積書（様式 7）（消費税及び地方消費税の額（10%）を加えた額を記載する。）

(ア) 見積は令和 8 年度に要する経費を以下により積算すること。

想定集金額	973,500 円
想定集金回数	1 回
入金口座数	※12 口座

※システム上において同一口座での振分け管理が可能な場合は 8 口座とする。

(イ) 有料のオプション機能の提案がある場合、見積書にはオプション機能の金額は含めないものとし、オプションの機能と金額が分かる資料を別途提出すること（オプション機能は、別紙「評価基準」中、「将来拡張性」にて審査する。）。

(ウ) コンビニ払手数料等、学校徴収金支払者側に手数料等の負担が発生する場合、見積書には当該手数料等を含めないものとし、別途企画提案書中に金額等を記載すること。

ク 見積書の内訳書（任意様式とするが、金額及び業務内容を明記する。）

ケ 業務実施フロー及び工程表（様式 8）

(4) 企画提案書の作成について

ア 体裁は原則 A 4 判（A 3 判折込可）とし、横書きとする。

イ 枚数は 20 頁以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。

ウ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

エ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。文字のポイント数は任意とする。

(5) 作成部数

正本 1 部、副本 8 部（正本コピー可）を提出すること。

※副本については、法人等住所・名称・代表者職氏名の記入及び押印がないものを提出すること。

(6) 提出先

〒415-8501 静岡県下田市河内 101 番地の 1 下田市教育委員会学校教育課

下田市に事業者選定委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき総合的に審査する。提案書提出者が4者以上あった場合、事務局にて書類審査を行い、3者以内でプレゼンテーションを実施する。なお、提案書提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日時

令和8年9月中旬～下旬（日時の詳細については後日通知する。）

(2) 場所

後日通知する。

(3) 内容

事業者によるプレゼンテーション及びシステムのデモンストレーション

(4) 時間

プレゼンテーションはシステムのデモンストレーションを用いた操作説明を含め、40分以内とし、別途質疑応答の時間を10分程度設ける。

(5) 出席者

4名以内。説明及び質疑応答の回答者は、当該業務の主担当者が行うこと。

(6) その他

プレゼンテーションの順番、時間等の詳細については、参加意向申出書提出期限後に電子メールにより、参加業者へ通知する。

説明は、提出された企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料（スライドを含む。）の使用及び配布は認めない。なお、モニター機材等については市側で用意するが、プレゼンテーションで使用するパソコン等は企画提案者側で持参すること。

12 選定評価基準

別紙「評価基準」のとおり

13 選定方法

候補の選定については、前項の基準に基づき、全選定委員の採点により、評価点の高い順に、優先契約交渉事業者及び次点者を選定する。評価点の最高得点者が複数の場合は「提案書審査」採点が高い者を優先契約交渉事業者とし、「提案書審査」採点も同点の場合は、出席委員長及び委員の多数決により決定し、可否同数の場合は委員長が優先契約交渉事業者を決定する。次点者の選定についても同様とする。

また、最低基準点60点とし、選定委員の採点の平均が最低基準点を下回る場合は、候補者として選定しない。

14 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後10日以内に、文書により通知する。ただし、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

15 契約方法

優先交渉権者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結することがある。

なお、優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行う。

16 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の総額が見積限度額の上限を超えている場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、事業者選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 全ての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

18 問合せ先

下田市学校教育課学校教育係 [担当：稲葉]

〒415-8501 静岡県下田市河内 101 番地の 1

電話：0558-23-3929

メール：s-kyoui@city.shimoda.lg.jp

(別紙)

令和8年度下田市学校徴収金システムサービス 評価基準

1 評価方法

「下田市学校徴収金システムサービス」について、次のとおり評価を行い、契約候補者を選定する。なお、「下田市学校徴収金システムサービス仕様書」に記載した条件が本契約履行の必須条件とし、提案額が「令和8年度 下田市学校徴収金システムサービス プロポーザル実施要領」第3項の限度額を超える場合は失格となる。

(1) 評価概要

提案書の内容について、委員1人の持ち点は評価項目1から5までの合計100点とし、委員7名の採点合計を総合評価点（700点満点）とする。

(2) 評価基準

ア 提案書審査

項目	審査内容	配点
①機能要件	利用環境、管理者機能、請求管理、支払管理、収納管理等	20
②セキュリティ	認証取得、アクセス管理、データ保護、ログ管理、インシデント対応等	10
③導入・運用支援	導入支援、教職員、保護者へのサポート、保守体制	10
④実績・信頼性	学校、自治体等への導入実績	10
⑤将来拡張性	小学校への展開、オプション機能、システムの将来拡張予定等	5
⑥独自提案	仕様書以上の提案	5
⑦価格	見積価格	10
合計		70

イ プレゼンテーション・デモ審査

項目	審査内容	配点
⑧職員の利便性、使いやすさ	職員視点での使いやすさ・見やすさ、効率性	10
⑨保護者の利便性、保護者負担の手数料	保護者視点での画面の使いやすさ・見やすさ、保護者負担手数料の妥当性	10
⑩デモンストレーション	デモンストレーションの分かりやすさ、一連の業務の流れの確認	5
⑪実施体制・担当者	担当者の配置、体制 質疑応答での回答の的確さ	5
合計		30